

受診は無料!

8ページ記載の医療機関で

問合せ

保険制度について：国保年金課 電話 055 948 2905

各種健診の内容について：健康づくり課 電話 0558 76 8014

生活機能評価について：高齢者支援課 電話 0558 76 8011

健康診査を受けましょう

知ってますか?自分のカラダ まずは健康状態の確認を

これまで市が実施してきた『基本健康診査』は、今年度から各医療保険者が行う『特定健康診査』になりました。今後実施する健診【特定健診、一般健診、肝炎ウイルス検査、前立腺がん検査、介護予防健診(生活機能評価)】についてお知らせします。

40歳～74歳の国保加入者
後期高齢者医療保険加入者

①特定健診

生活習慣病の前段階であるメタボリック症候群(内臓脂肪症候群)を早期に発見して、重大疾病を予防することを目的とした健診です。メタボリック症候群ではないと思う人も、健診を活用することで自分の健康状態がわかります。ぜひ皆さんの健康づくりに役立ててください。

*健診結果により、必要な人は特定保健指導を受けることになっていきます。対象者には健診後に『特定保健指導利用券』を送付します。



対象者と
健診の
受け方

40～74歳までの国民健康保険の加入者(国民健康保険証をお持ちの人)
受け方：5月中にご案内を送付しました。同封の『特定健診受診券』等を持って8ページ別表の医療機関へ。

静岡県後期高齢者医療保険の加入者(後期高齢者医療保険証をお持ちの人)

受け方：6月中旬以降にご案内を送付します。同封の『特定健診受診券』等を持って8ページ別表の医療機関へ。

健診の実施

時期：6月～8月30日(土) *受診券に同封した案内には8月31日(日)までと記載してありますが誤りです。

内容：【表1】

その他：国民健康保険加入者、後期高齢者医療被保険者で受診券が届かない人は、国保年金課へお問い合わせください(注1に該当する人には送付していません)。

【表1】特定健診と一般健診の内容

基本項目 (受診者全員に実施)	詳細項目 (医師の判断で実施)	その他 (年齢等によって実施)
身体計測(身長・体重・腹囲・BMI)、診察、血液検査(中性脂肪・HDL・LDL・GOT・GPT・-GTP・ヘモグロビンA1c・尿酸・血清クレアチニン)、尿検査(尿糖・尿潜血・尿蛋白)	心電図検査 眼底検査 貧血検査	肝炎検査(参照) 前立腺がん検査(参照) 介護予防健診(基本チェックリストによる生活機能評価(参照))

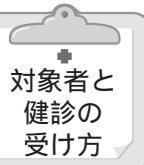
注1 特定健診と一般健診の対象外となる人

*ご案内は送付していません。

- ・妊産婦(妊婦：母子健康手帳を交付されている妊婦、産婦：産後1年を経過しない人)
- ・刑事施設等へ拘禁されている人
- ・病院または診療所に6カ月以上継続して入院している人
- ・障害者自立支援法で定める施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置施設、老人福祉法で規定する施設(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)、介護保険法に規定する施設へ入所している人

40歳以上の生活保護受給者

②一般健診



対象者と
健診の
受け方

40歳以上の生活保護受給者(伊豆の国市に住民登録のある人)

受け方：5月中にご案内を送付しました。同封の『一般健診質問票』を持って8ページ別表のうち伊豆の国市内の医療機関へ。

健診の実施

時期：6月2日(月)～8月30日(土)

内容：【表1】

*ただし65歳以上に行う介護予防健診(生活機能評価)は、9月に実施します。

その他：ご案内が届かない人は健康づくり課へお問い合わせください(注1に該当する人には送付していません)。

40歳以上の人

③肝炎ウイルス検査

ウイルス性肝炎は、感染が持続すると肝硬変や肝がんなどに進行しやすいと言われています。感染していないか検査をしましょう。



対象者

40歳の人(昭和43年4月1日～昭和44年3月31日生まれ)

41歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない人(過去に肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた人でも、特定健診等で肝機能異常がみられ検査を希望する人は可)

50歳以上の男性

④前立腺がん検査

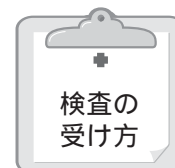


対象者

前立腺がんの早期発見、早期治療のために、検査を受けましょう。

50歳以上の男性(昭和34年3月31日以前生まれ)

の検査の受け方



検査の
受け方

ご案内の送付：新規に対象となった人のみご案内を送付しました。それ以外の希望する人も期間内に受けてください。

検査の受け方：市への申込みは不要。市が実施する特定健診、一般健診を受ける人は、同じ血液で検査できますので一緒に受けてください。市の健診を受けない人(国保加入者、後期高齢者医療保険加入者以外の人でも市民であれば可)も、8ページ別表の医療機関で直接受診できます。保険証等の身分証明書を持って、医療機関にある質問票に記入して受けてください。

検査の実施

時期：6月2日(月)～8月30日(土) *12月にも追加で予定(できるだけ6～8月に受けてください)。

内容：血液検査

65歳以上の人

⑤介護予防健診(生活機能評価)

いつまでも元気で健やかな生活を送るためには、今ある心身の働きをできる限り落とさないことが重要です。生活機能評価は、医師の評価により生活機能(心や体の働きのほか、日常生活を送るために必要な機能全体をいいます)の低下が心配される人に介護予防をお勧めするための検査です。生活機能評価を受けて自分の状態を知っておきましょう。



対象者と
健診の
受け方

満65歳以上の介護保険被保険者(要支援・要介護の認定者を除く)

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人

受け方：市が実施する特定健診と同時に実施します。同封の受診券(対象者には“生活機能評価”の記載あり)、基本チェックリスト(事前に記入しておいてください)を持参し、8ページ別表の医療機関へ。

上記以外の医療保険に加入している人

受け方：基本チェックリストと生活機能評価受診結果票を高齢者支援課から8月末に郵送します。同封の生活機能評価受診結果票と基本チェックリスト(事前に記入しておいてください)を持参し、8ページ別表の医療機関へ。

【生活機能評価の流れ】

1. 問診や身体計測等を行います。
2. 基本チェックリストの結果によって、必要な人には追加項目(血液検査、心電図検査等)を実施します。
3. 健診の結果によって、生活機能の低下が心配される人には、市から介護予防事業などの案内をします(利用が強要されることはありません)。
4. 希望する人には、高齢者支援課地域包括支援センター職員が家庭を訪問し、日常生活等のアドバイスを行います。